



G3	G4	G5
H3	H4	H5
I3	I4	I5

凡 例

都市機能誘導区域

居住誘導区域

- 誘導施設
- 【都心地区】
- 医療施設
(地域医療支援病院)
・医療法第4条に規定される地域医療支援病院
- 総合福祉センター
・松山市総合福祉センター条例(平成2年条例第16号)に規定される総合福祉センター
- 商業施設 (スーパー・百貨店等)
・以下の商業分種に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
□ 日本標準商業分種(総務省: H25. 10改訂)の
小分種のうち、
561 「百貨店、総合スーパー」
569 「その他の各種食品小売業」
581 「各種食料品小売業」
582 「野菜・果実小売業」
583 「食肉小売業」
584 「鮮魚小売業」
- 商業施設 (温浴施設)
・松山市温浴法(条例)第1条に規定される温浴施設
- 教育施設
(大学・短大・専修学校)
・学校教育法第1条に規定される大学
・H 第134条に規定される各種学校
- 文化施設
(図書館・美術館・博物館等)
・図書館法第2条第1項に規定される図書館
・博物館法第1条第1項、同法第9条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設
- 文化施設 (ホール)
・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

- 【その他地区】
- 商業施設 (スーパー・百貨店等)
・以下の商業分種に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
□ 日本標準商業分種(総務省: H25. 10改訂)の
小分種のうち、
561 「百貨店、総合スーパー」
569 「その他の各種食品小売業」
581 「各種食料品小売業」
582 「野菜・果実小売業」
583 「食肉小売業」
584 「鮮魚小売業」
- 教育施設
(大学・短大・専修学校)
・学校教育法第1条に規定される大学
・H 第134条に規定される各種学校
- 文化施設
(図書館・美術館・博物館等)
・図書館法第2条第1項に規定される図書館
・博物館法第1条第1項、同法第9条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設
- 文化施設 (ホール)
・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

【誘導区域と災害ハザード】
・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水・津波による浸水想定区域を含んでいます。
・災害ハザードの情報は、「改訂版まつま防災マップ」、「まつま内水ハザードマップ」、愛媛県HPなどをご確認ください。